

市長とまちなかミーティング開催要領

1 目的

令和元年度までは、市長が市内で活動する市民団体や市民グループ（以下「団体等」という。）と市政及びまちづくりに関する課題や提言等について意見交換を行っていました。しかし、令和2年度以降新型コロナウイルス感染症拡大の影響により市民は市長と対面で意見交換が行えない状況にあります。

そこで、今年度は対面での意見交換会を少人数にするなど感染防止対策を講じて行うことに加え、オンラインも活用することで市民の幅広い意見を今後の市政運営に活かすとともに、対話による協働のまちづくりの推進に資することを目的とします。

2 対象

概ね10名以上で構成される団体

※ 地区公民館、自治会及びそれら内部の組織等は対象外とします。

※ 対面での意見交換会の場合、団体側の出席者は概ね10名とし、会場が密にならない形式で実施することとします。

3 開催回数

原則、1団体等につき年1回

4 申込方法

開催を希望する団体等は、「市長とまちなかミーティング」開催申込書により開催希望日の概ね1か月前までに総務課行政係へ郵送、ファックス、E-mail又は直接持参によりお申し込みください。

- (1) 開催時期は令和3年8月から同年10月末までの3か月間とし、開催時間は午前9時から午後9時までの間の90分以内とします。
- (2) 対面での意見交換会の場合、市内の会場での実施を原則とし、団体等で予約し、設営及び会場使用に係る費用を負担してください。また、「新しい生活様式の定着に向けた鹿児島県の取組」に基づいた会場設置及び運営をお願いします。

ただし、市が所有する公共施設（庁舎、文化会館等）を活用いただく場合は、使用料の免除を行います。また、必要に応じて、託児スタッフを派遣いたします。

オンラインでの意見交換を希望する場合は、別途相談をお願いします。

- (3) テーマは、団体等が抱える市政及びまちづくりに関する課題や提言等の建設的なものとし、団体等の希望に合わせて設定します。

ただし、専ら個人的な相談、苦情又は一方的な主張・要求、政治・宗教的活動又は営利目的、特定個人や団体に対する誹謗中傷であるなど著しく本会の目的に不適切と市長が認めるときはお断りします。

- (4) 司会及び進行は、団体等に行っていただきます。

- (5) 市の出席者は、市長、副市長、教育長その他テーマに関係する職員が出席します。

5 開催決定の通知等

上記4の開催申込書を受理後、速やかにその内容を審査し、団体等の代表者又は担当者との調整により開催可否等を決定します。ただし、開催決定後、市において緊急の用務が生じた場合や新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえて延期又は中止することがありますので、あらかじめご了承ください。

6 公開

本会終了後、本会の開催日時、テーマ、参加人数、対話の要旨その他必要な事項をホームページ等にて公開いたします。ただし、公開することで市民又は第三者の権利利益を害するおそれがあるときは、この限りではありません。